

施設管理調達最低制限価格制度実施要領の一部改正

施設管理調達最低制限価格制度実施要領（平成25年12月16日付第201300145029号総務部長通知）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">施設管理調達最低制限価格制度実施要領</p> <p>（最低制限価格の設定）</p> <p>第4条 最低制限価格の設定権者は、価格決定権者とする。</p> <p>2 最低制限価格は、次に定める算定方法により、予定価格の3分の2から10分の8までの範囲において定めるものとする。</p> <p>（1）入札書等比較価格（予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。以下同じ。）に3分の2から10分の8までの範囲において価格決定権者が定める割合を乗じて得た額を算出する。</p> <p>（2）（1）の額から千円未満を切り捨てる。</p> <p>（3）（2）の額に<u>消費税及び地方消費税を加えた額</u>を最低制限価格とする。ただし、その額が3分の2を下回る場合、予定価格に3分の2を乗じ、小数点以下を切り上げた額を最低制限価格とする。</p>	<p style="text-align: center;">施設管理調達最低制限価格制度実施要領</p> <p>（最低制限価格の設定）</p> <p>第4条 最低制限価格の設定権者は、価格決定権者とする。</p> <p>2 最低制限価格は、次に定める算定方法により、予定価格の3分の2から10分の8までの範囲において定めるものとする。</p> <p>（1）入札書等比較価格（予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。以下同じ。）に3分の2から10分の8までの範囲において価格決定権者が定める割合を乗じて得た額を算出する。</p> <p>（2）（1）の額から千円未満を切り捨てる。</p> <p>（3）（2）の額に<u>100分の108</u>を乗じた額を最低制限価格とする。ただし、その額が3分の2を下回る場合、予定価格に3分の2を乗じ、小数点以下を切り上げた額を最低制限価格とする。</p>

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和元年5月15日から施行する。

（適用区分）

2 この要領の規定は、令和元年6月1日以降に調達公告（指名競争入札により契約の相手方を決定する場合にあっては、当該入札に参加することができる者の指名。以下同じ。）を行う施設管理調達業務について適用する。